

「年収の壁・支援強化パッケージ」への対応について

標記につきまして、令和5年10月20日付けで、厚生労働省より「年収の壁・支援強化パッケージ」の取扱い詳細が示されました。つきましては、下記の通り当健保における対応をご連絡いたしますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

記

(1) 社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外について

事業主が標準報酬月額 10.4 万円以下の労働者に「社会保険適用促進手当」を支給した場合、新たに発生した被保険者本人負担分の保険料額を上限として社会保険料の算定基礎から除外されます。「社会保険適用促進手当」は、最大2年間の措置です。

(2) 事業主の証明による被扶養者認定の円滑化について

健康保険の被扶養者となれる収入要件は、認定対象者の年間収入 130 万円未満（月額 108,334 円未満）（※）、かつ被保険者の収入の2分の1未満であります。一時的に収入が増加し、直近の収入に基づく年収の見込みが 130 万円以上となる場合においても直ちに被扶養者認定を取り消すのではなく、総合的に将来収入の見込みを判断することとなりました。

（※）60歳以上の者、または概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者については180万円未満（月額150,000円未満）

一時的な収入変動とは、人手不足による労働時間延長等により時間外手当、臨時的手当が増加した場合や、他の従業員が退職・休職したことにより業務量が増加した場合などが該当します。

<今回の措置の対象者にならない方>

- ① 雇用契約書等（時給×所定労働時間等）を踏まえ、年間収入見込みが恒常的に収入要件以上の収入となることが明らかな方。基本給が上がった、恒常的な手当が新設された場合など今後も引き続き収入が増えることが確実な場合は対象外となります。
- ② 自営業やフリーランス等のみで収入を得ており、特定の事業主と雇用関係にない方。
- ③ パート先等で、社会保険（健康保険・厚生年金）の加入要件を満たす方。その場合は年間収入の額に関係なく法律上、パート先等で社会保険に加入します。

【手続きについて】

<新たに扶養申請する場合>

通常の提出書類に加えて、以下の書類を提出してください。

- ・ [被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書](#)

事業主記入欄は、必ず勤務先が記入してください。

- ・ 雇用契約書（直近のもの）
- ・ 給与明細書（直近2年分）

その他、認定のために必要な資料を追加で提出いただくこともあります。

<現在当健保の被扶養者である場合>

被扶養者資格確認調査（検認）時に、新たに扶養申請する際と同様の書類をご提出いただきます。詳細は検認時にご案内いたします。

賃金単価の変更等による恒常的な収入増加により収入要件を満たさなくなる場合は、今回の措置の対象とはなりませんので、被扶養者には該当しません。扶養削除手続きをしてください。

（留意点）

- ・ 扶養認定にあたっては、事業主証明書を提出いただければ必ず認定されるというものではありません、総合的な判断をいたします。
- ・ あくまでも「一時的な事情」として認定を行うことから、今回の措置は、同一の者について原則として連続2年までとなります。

関連リンク：[厚生労働省「130万円の壁」への対応](#)

以上